

中近世ヨーロッパにおける教会法、教会法学者と社会



中世半ば以降、教皇を頂点として構築された教会ヒエラルキーの骨組みを支える知の体系として展開したものが教会法学であり、そしてその担い手となったのが教会法学者である。

これまでわが国で顧みられることがほとんどなかった彼らの思想、そしてそれに基づき法による統治を実践する教皇とその代理人の活躍に、本シンポジウムでは2本の報告を通じて光を当てる。

日時

2017年 **3月28日(火)** 13:30~17:00

早稲田大学戸山キャンパス 39号館6階 第七会議室

講演者

小林 亜沙美

松森 奈津子

(レーゲンスブルク大学講師)

(静岡県立大学国際関係学部准教授)

13:30 趣旨説明：甚野尚志（早稲田大学文学学術院教授）

13:40 報告1：小林亜沙美（レーゲンスブルク大学講師）
「教皇庁の代理人裁判権の実態」

14:30 質疑応答

15:10 休憩

15:30 報告2：松森奈津子（静岡県立大学国際関係学部准教授）

「反マキアヴェリズムにみる『有用な統治』と『善き信仰』—ボテロ、スアレス、リバデネイラを中心に」

16:20 質疑応答

17:00 閉会

主催・問合せ

共催

早稲田大学 総合人文科学研究センター：研究部門
「ヨーロッパ基層文化の学際的研究」



WIAS

早稲田大学高等研究所
Waseda Institute for Advanced Study

入場無料・事前申込不要 直接会場にお越しください。